（前のページより続き）

○農林水産省の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件の一部を改正する件（同二一七二）

○生産情報公表養殖魚の日本農林規格を定める件等の一部を改正する件（同二一七三）

○林野庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件の一部を改正する件（林野庁一）

○水産庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件の一部を改正する件（水産庁一）

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省

〔官庁報告〕

官庁事項

移動受信用地上基幹放送（一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用して行い、近畿広域圏（基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）第3の1（1）ウにおける区域をいう。）を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。）の業務の認定申請受付について（総務省）

平成二十六年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について（農林水産省）

型式検査の主要な実施方法及び基準の変更の公示について（同）

法　務

公証人任免（法務省）

国家試験

第五十七回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（原子力規制委員会）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

適格機関投資家、財団、商業登記抹消、被害回復給付金裁定表記載、製造たばこ小売定価、半期報告書等の提出を要しない者を指定、宅地建物取引業法第六十七条、基本測量関係事項、無縁墳墓等改葬関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係

会社その他

省　令

○総務省令第八十号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第三項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附　則

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

○総務省令第八十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）及び勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号ヘ中「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に改め、同号ト中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項（第四号を除く。）」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）」に改める。

附　則

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。ただし、第十一条第四号トの改正規定は、公布の日から施行する。

○法務省令第四十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

法務大臣　上川　陽子

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し中「出入国情報分析官」を「出入国管理情報企画官」に改め、同条第一項中「出入国情報分析官」を「出入国管理情報企画官」に改め、同条第二項中「出入国情報分析官」を「出入国情報管理企画官」に、「関するもの」を「関する特定事項に係るものの企画及び立案」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○法務省令第四十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十三条第二項の規定に基づき、入国者収容所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

法務大臣　上川　陽子

入国者収容所組織規則の一部を改正する省令

入国者収容所組織規則（平成十三年法務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（入国者収容所西日本入国管理センターにあっては、一人）」を削る。

第七条中「入国者収容所東日本入国管理センター及び入国者収容所大村入国管理センター」を「入国者収容所」に改め、「、入国者収容所西日本入国管理センターに置く首席入国警備官は、次に掲げる事務のうち、第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までの事務を」を削る。

第八条第一項中「十五人」を「十二人」に改める。

別表入国者収容所西日本入国管理センターの項を削る。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。